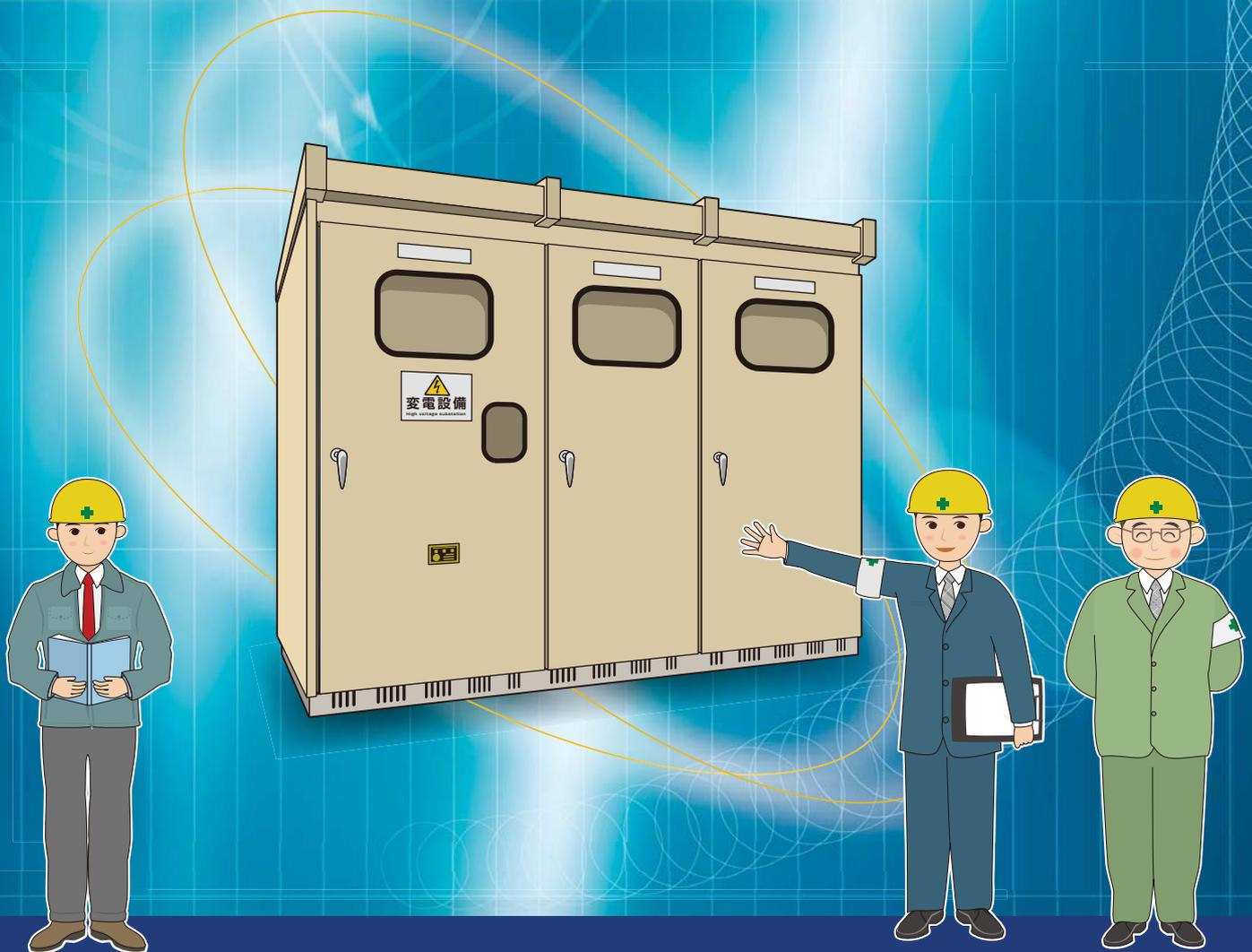


消防用設備等の非常電源となる

キュービクル式 非常電源専用受電設備 認定制度のご紹介



総務省消防庁登録認定機関
一般社団法人 日本電気協会

消防法による、消防用設備等の非常電源の設置義務とキュービクル式非常電源専用受電設備

消防関係法令により、消防用設備等のうち電源を必要とする設備には非常電源の設置が義務付けられます。その非常電源の種類の一つとして「キュービクル式非常電源専用受電設備」があります。日本電気協会では消防法に基づく登録認定機関として「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定業務を行っています。

消防用設備等の設置・維持義務

学校やマンションなどのうち、消防関係法令で定める建物には、消防用設備等の設置を義務付けるとともに、それらの設備を技術基準に従って設置し、維持することが消防法第17条第1項で義務付けられています。

非常電源の設置義務

非常電源には、非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備があり消防法施行令、消防法施行規則で消防用設備等に応じた種類の非常電源の設置が義務付けられています。

キュービクル式非常電源専用受電設備の基準

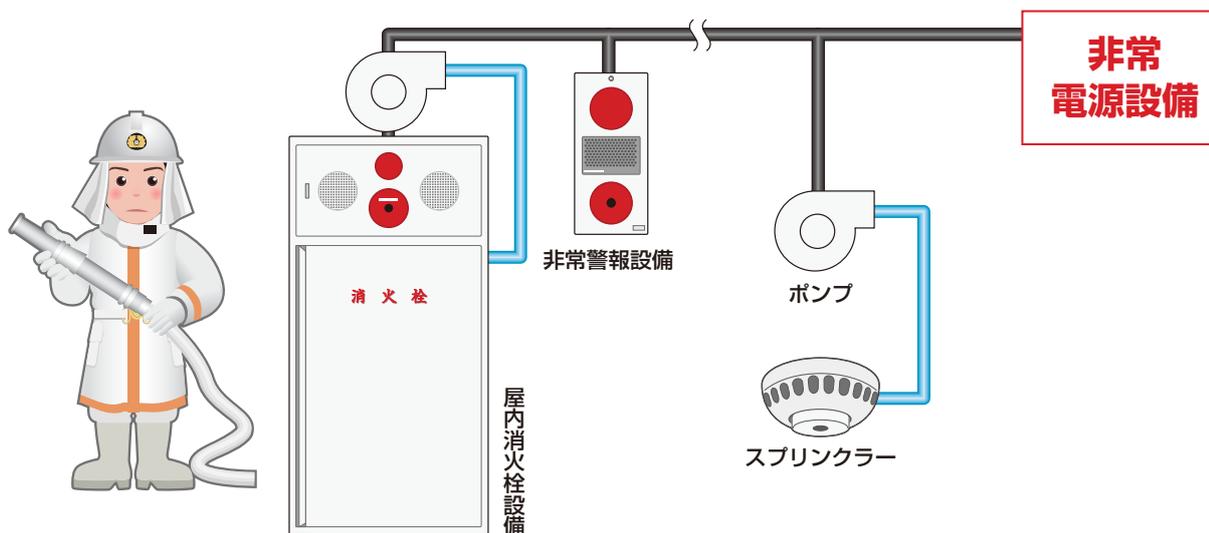
非常電源専用受電設備のうち高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の基準として、昭和50年、自治省（現総務省）消防庁告示第7号（改正告示第8号）「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」が定められました。

認定キュービクル

消防庁告示第7号に適合しているキュービクル式非常電源専用受電設備として、認定委員会（日本電気協会）で認定された、キュービクル式の高圧受電設備です。

※非常電源専用受電設備

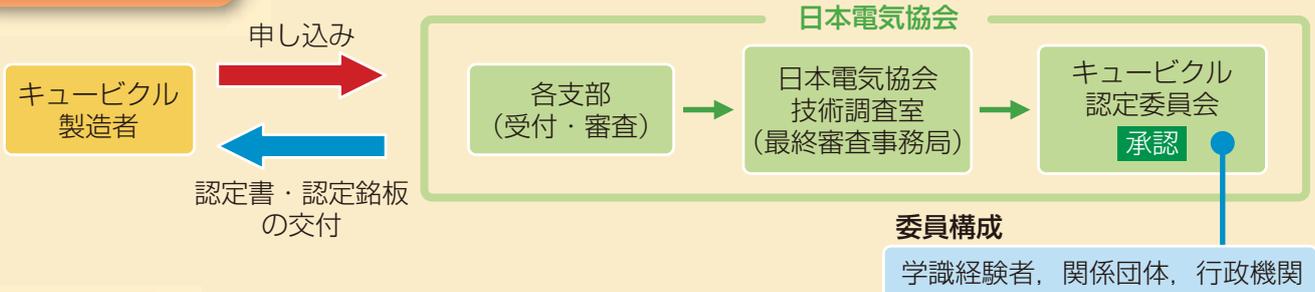
非常電源専用受電設備を非常電源として設置できる消防用設備等には、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備等があります。ただし、上記の消防用設備等であっても、特定防火対象物で延べ面積1000㎡以上の場合には、非常電源専用受電設備を非常電源とすることは認められていません。また、どのような消防用設備等に対し非常電源の設置が義務付けられているかは、所轄消防署と事前に相談してください。



日本電気協会が行う キュービクル認定業務

日本電気協会では、消防法による登録認定機関として認定基準に適合していることを認定する認定業務を行っています。

認定審査の流れ



認定の種類

認定の種類は形式・個別認定の2種類があります

形式認定…設置場所、主遮断装置、換気装置、最大設備容量（kVA）等の分類に応じて定めた形式区分毎に認定します。「認定基準」に適合したのものには5年間の有効製造期間が与えられ、認定された形式区分の製品であれば、この期間中何台でも出荷が可能となります。

個別認定…製造者が形式認定の区分を取得していない場合や、キュービクルと発電設備等が接続される場合に、出荷品そのものに対して個別に認定を行っています。

形式認定キュービクルの有効機種

形式認定キュービクルの有効機種につきましては、日本電気協会ホームページをご参照下さい。

<http://www.denki.or.jp/> 日本電気協会HP トップページ

1. 「民間規格の整備 技術基準の調査 設備の推奨・認定」をクリック
2. 「キュービクル式非常電源 専用受電設備認定委員会」へ

または、WEBで検索。

認定キュービクル 有効機種

検索

認定キュービクルの利点と特徴

利点

- 認定キュービクルは、消防庁で定める告示第7号（改正告示第8号）「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」に適合していることから、消防法施行規則第31条の3に基づく消防庁予防課長通達（消防予第215号平成18年6月1日付）により、設置時の消防検査項目の一部を省略することが可能となります。（詳細は所轄消防署に確認してください。）
- 認定キュービクルは、消防庁長官が定める消防庁告示第7号の基準に適合するもので、屋内に設置される場合は、消防法施行規則第12条第1項第4号イ(二)(1)に従い、不燃材料で区画された室であれば、キュービクル専用の室を設けることは省略可能となります。また、高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備を屋外や屋上等に設置する場合は、通常建築物からの離隔距離を3m以上確保しなければなりません。認定キュービクルの場合は、これより短い距離に緩和することができる場合がありますので、屋上等で設置場所が限られる場合には、省スペース化が図れます。（詳細は所轄消防署に確認してください。）

特徴

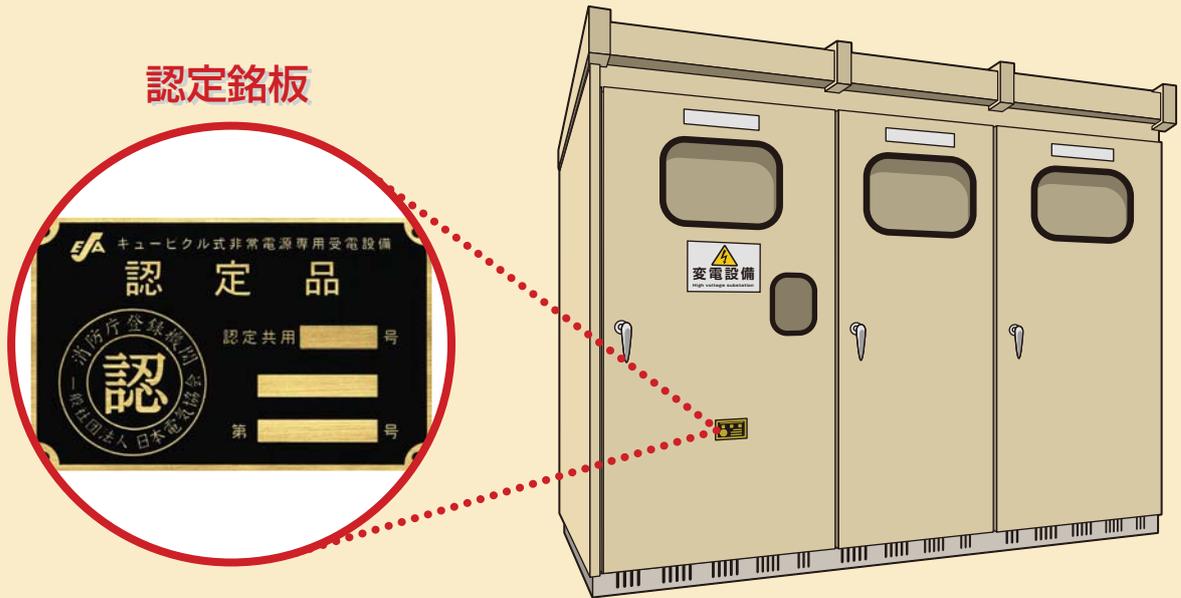
- 認定キュービクルは、消防法施行規則第31条の5による「登録認定機関」である日本電気協会に設置された「キュービクル認定委員会」が制定した「キュービクル式非常電源専用受電設備認定基準」に適合したものとなっています。
「キュービクル式非常電源専用受電設備認定基準」は消防庁で定める告示第7号（改正告示第8号）「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」及びキュービクル式高圧受電設備JIS C 4620に適合しており、認定に際しては、関係分野の学識経験者や行政機関などから構成される「キュービクル認定委員会」によって厳正に審査されますので、認定キュービクルは消防庁が定める技術基準に適合したものであると同時に、最新の知見を踏まえた安全性の高いものとなっています。

現場審査の様子



認定品の表示

認定キュービクルの正面扉の見やすい位置に、金属製の「認定銘板」を製造者が出荷時に貼付します。
認定銘板を見ることで、所轄の消防署は認定品であることを容易に確認できます。



認定銘板交付実績

認定銘板は、近年では年間約1000枚交付しています。

認定制度が発足してから約45年となり、交付した認定銘板は累計44,319枚（平成31年3月31日現在）となっています。

地域別の形式認定及び個別認定の実績を下表に示します。

形式認定数

(平成31年3月31日現在)

地区	会社数	機種数
北海道	3	7
東北	11	92
関東	34	171
中部	10	106
北陸	5	40
関西	14	69
中国	3	13
四国	5	12
九州	10	52
全国計	95	562

個別認定数

(昭和56年度～平成30年度3月末現在)

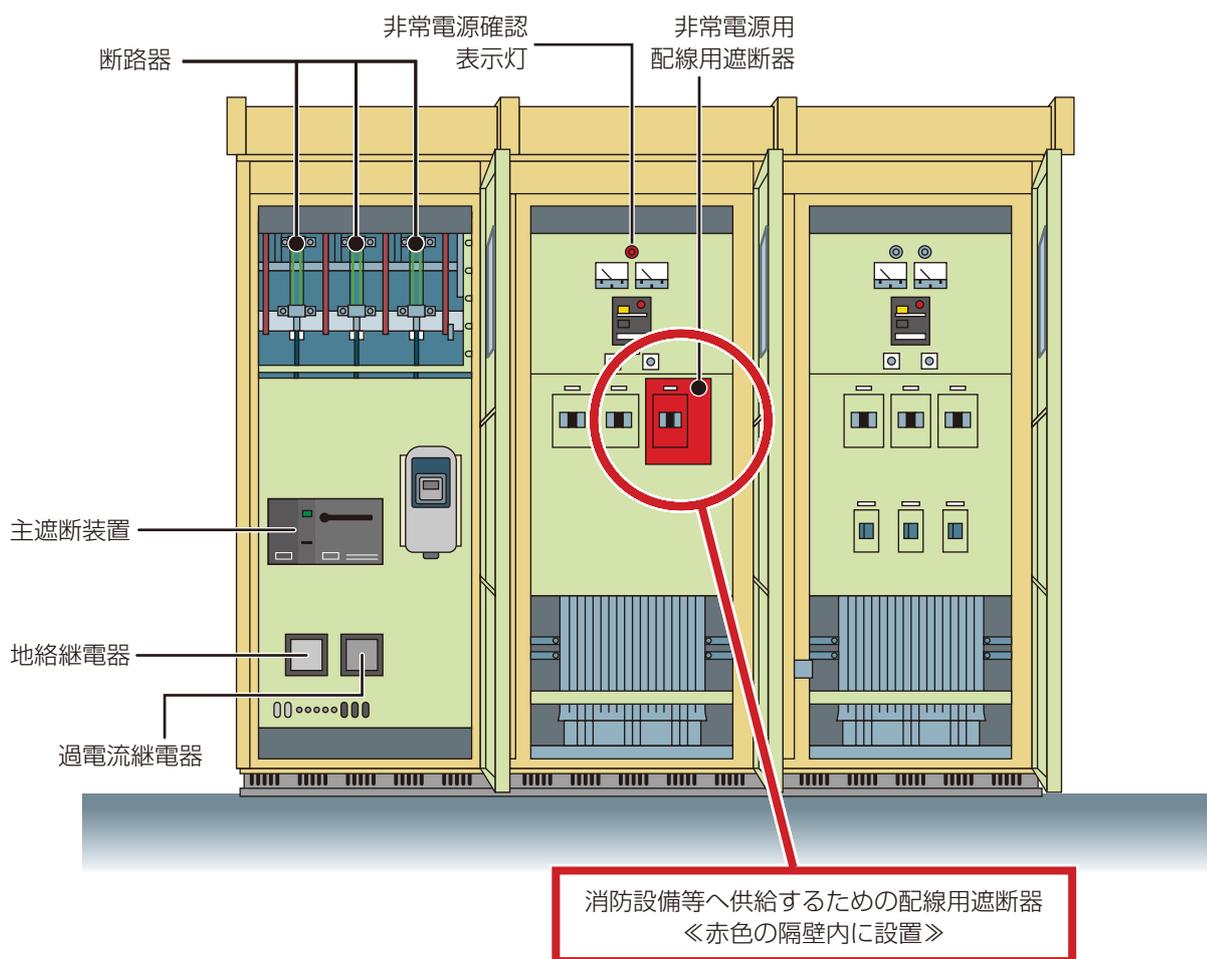
地区	機種数
北海道	53
東北	681
関東	848
中部	652
北陸	118
関西	702
中国	12
四国	21
九州	117
全国計	3204

キュービクルの構造って どうなってるの??

「キュービクル式高圧受電設備」とは、電気事業者から高圧で受電し、変圧器により低圧にして建築物内の照明やエレベータなどの動力用電源となる電気設備一式を金属箱に収めたものです。

消防用設備等の非常電源となる「キュービクル式非常電源専用受電設備」の消防用設備等へ供給する配線用遮断器には、周囲に隔壁（赤色）が設けられ、その近傍には非常電源確認表示灯（赤色）が装備されています。

キュービクル式非常電源専用受電設備 (CB形屋外用の一例)



Q 消防用設備等に電源供給しないキュービクルでも認定の対象になりますか？

A 認定キュービクルは消防法に基づく非常電源であるため、消防用設備等の負荷の無いものは対象となりません。
なお、認定キュービクルと同等の性能を有するもので、一般負荷設備のみに電源を供給するものとしては推奨キュービクルがあります。

Q JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）に適合していれば、認定キュービクルとして認められるのですか？

A JIS C 4620に適合するだけでは認められません。キュービクル式非常電源専用受電設備認定基準（キュービクル認定委員会）に従い、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年5月28日消防庁告示第7号・改正告示8号）に適合していなければ認定キュービクルとして認められません。

Q 店舗のリニューアルをしたため、電気の需要が増えてしまいました。そこで、認定キュービクルを増設（改造）したいのですが、手続きはどのようにすればよいのですか？

A 当該キュービクルの製造者と改造内容が認定基準に適合するか否かを事前に打合せた後、所轄消防署に説明し、協議結果のもとに工事を行う必要があります。
※認定キュービクルの正面扉の裏側に対応方法を記したシールが貼付されています。

このキュービクル式非常電源専用受電設備は認定品であり、このキュービクルを増設・減設又は改造するときは、必ず当キュービクルの製造業者と事前協議して下さい。

また、このキュービクルは消防法に基づく非常電源であり所轄消防署と事前協議を行い、改造内容や届出等の指示を受けて下さい。

一般社団法人 日本電気協会

Q 認定キュービクルに太陽電池発電設備を接続することは可能ですか？

A 接続することは可能です。ただし、消防用設備等に供給する変圧器には接続できません。
既に設置されている認定キュービクルに太陽電池発電設備を接続する場合は、工事内容が改造扱いとなりますので、所轄消防署に説明し、指示を受けてください。

お問合せ

認定キュービクルのお問合せは、各支部までお願いします。

支 部	住 所	TEL	ホームページ
東 北	〒980 - 0021 宮城県仙台市青葉区中央2-9-10 (セントレ東北ビル8階)	022-222-5577	http://www.jea-tohoku.jp
関 東	〒100 - 0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 (有楽町電気ビルディング北館4階)	03-3213-1674	http://www.kandenkyo.jp
中 部	〒461 - 0005 愛知県名古屋市東区東桜2-13-30 (NTPプラザ東新町9階)	052-934-7215	http://www.chubudenkikyokai.com
北 陸	〒930 - 0858 富山県富山市牛島町13-15 (百川ビル5階)	076-442-1733	http://www.hokuriku-denkiyokai.jp
関 西	〒530 - 0004 大阪府大阪市北区堂島浜2-1-25 (中央電気倶楽部4階)	06-6341-5096	http://www.jea-kansai.jp
中 国	〒730 - 0041 広島県広島市中区小町4-33 (中電ビル2号館4階)	082-243-4237	http://www.jea-chugoku.jp
四 国	〒760 - 0033 香川県高松市丸の内2-5 (ヨンデンビル4階)	087-822-6161	http://www.s-ea.jp
九 州	〒810 - 0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 (電気ビル北館10階)	092-771-2592	http://www.kea.gr.jp
北海道 沖 縄	日本電気協会 技術調査室 〒100 - 0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 (有楽町電気ビルディング北館4階)	03-3216-0557	http://www.denki.or.jp

一般社団法人 日本電気協会 技術調査室

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 (有楽町電気ビルディング北館4階)

TEL 03-3216-0557

<http://www.denki.or.jp>